

台風・地震等に対する非常措置についてのお知らせ

平素は本校教育推進にご理解・ご協力をいただきましてありがとうございます。

さて、本校におきましては、台風等により京都市全域に「暴風警報」及び「特別警報」が発令された場合や京都市に震度5弱以上の地震があった場合、京都府にJアラートを通じて緊急情報が発信された場合は以下の措置をとらせていただきます。

今後、地震（震度5弱以上）や台風が接近する事がありましたら、インターネット・テレビ・ラジオ等の報道に注意していただきますようお願いいたします。尚、「大雨警報」や「洪水警報」の場合は、ただちに休業とはなりません、改めて休業の連絡をする場合があります。

記

1. 「暴風警報」・「水害による避難指示」が発令された場合

※衣笠小学区は天神川の浸水想定区域です。

- (1) 「暴風警報」・「水害による避難指示」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機してください。
- (2) 「暴風警報」・「水害による避難指示」が解除された場合については、以下の措置をとります。

- ・午前7時までに解除になった場合……平常授業
- ・午前9時までに解除になった場合……3校時（10時45分）から始業
- ・午前11時までに解除になった場合…5校時（13時45分）から始業
（給食は中止）
- ・午前11時現在、警報発令中の場合…臨時休業

※衣笠小学校区は、天神川の浸水想定区域です。衣笠小学校区に警戒レベル4【避難指示】・警戒レベル5【緊急安全確保】が発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた措置をとります。

★在校中に「暴風警報」・「水害による避難指示」が発令された場合

気象状況・帰宅に要する時間・通学路の状況・家庭状況などに十分配慮し、保護者引き渡しによる下校を行います。

【放課後まなび教室・学童クラブも閉鎖されます。】

2. 特別警報が発令された場合 ※命を守る行動をとることを優先

- (1) 「特別警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機してください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置をとります。

- ・午前0時までに解除になった場合……5校時（13時45分）から始業
- ・午前0時現在、警報発令中の場合…臨時休業

★在校中に特別警報が発令された場合

気象状況・帰宅に要する時間・通学路の状況・家庭状況などに十分配慮し、保護者引き渡しによる下校を行います。

【放課後まなび教室・学童クラブも閉鎖されます。】

3. 京都市南部に震度5弱以上の地震があった場合

- ・下校後、次の日の登校までに震度5弱以上の地震が発生した場合……臨時休業
- ・休業日、休業前日に発生した場合……原則として休業明けの登校日は臨時休業
(例：金曜日の下校後に震度5弱以上の地震が発生した場合、翌月曜日は休校としますが、安全が確認され授業等を実施する場合は、保護者連絡ツールでの配信、ホームページにより連絡します。)

※登校再開については、学校及び近隣の被災状況を確認の上、安全が確保でき次第、保護者連絡ツールでの配信・ホームページにより連絡します。

★登校中・在校中に震度5弱以上の地震が発生した場合

学校及び近隣の被災状況や安全が確認できるまで学校に留め置くこととし、その後、保護者引き渡しによる下校を行います。

【放課後まなび教室・学童クラブも閉鎖されます。】

4. インフルエンザ等で学級・学年閉鎖になった場合

※学級・学年閉鎖の期間や登校再開については該当学級・学年のみに保護者連絡ツールでの配信等でお知らせします。

台風・地震等に対する非常措置についての緊急連絡は、

保護者連絡ツールでの配信・ホームページによりお知らせいたします。

(京都市中の学校がほぼ同時時間帯に配信するため、配信が遅くなることがあります。)

学校からは、原則として電話連絡はいたしません。

必ず保護者連絡ツールの登録をしてください。また、保護者引き渡しによる下校の際には、できるだけ早くお迎えをお願い致します。

5. 弾道ミサイル発射に係る対応について

★京都府にJアラート等を通じて緊急情報が発信された場合

- 1 登校前に発信された場合は、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- 2 以下の場合は待機を解除します。なお、自宅待機の解除にあたり、解除後の始業時刻の基準は定めませんので、随時登校させてください。
 - ・落下推定情報（近畿圏以外への落下の場合）が発信された場合
 - ・落下推定情報（日本の領海外の海域に落下）が発信された場合
 - ・通過情報が発信された場合
- 3 近畿圏への落下の場合、教育委員会から学校を通じて連絡があるまで登校を見合わせてください。

★在校中に京都府にJアラート等を通じて緊急情報が発信された場合

- 1 在校中に発信された場合は、校内で避難行動を取ったうえ、避難の必要がなくなれば、教育活動を再開します。
- 2 在校中に日本の領土・領海のうち近畿圏以外へ落下した場合は、校内で避難行動を取ったうえ、避難の必要がなくなれば、通常授業を再開します。
- 3 在校中に日本の領土・領海のうち近畿圏へ落下した場合は、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととします。